

平成30年4月26日

第5回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 平成30年4月26日(木) 午後2時00分

3. 出席委員 16名

4. 出席職員 事務局2名
他1名

5. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農用地利用集積計画について(諮問)

6. その他

開会宣言	<p>小野局長</p> <p>只今より平成 30 年第 5 回須崎市農業委員会総会を開催いたします。</p>
開会挨拶	<p>市川会長</p> <p>本日は全員出席頂きありがとうございます。議案は第 2 号まであります。慎重にご審議頂きます様、宜しくお願いいたします。</p>
議事録署名	<p>市川会長</p> <p>本日の議事録署名人は 1 番：森田直子委員さん、2 番：青木進委員さんを指名させていただきます。宜しくお願いいたします。</p>
議案説明	<p>小野局長</p> <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 4 月 26 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1) 申請者 住所 ○○○○○○○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 他 2 名</p> <p>(2) 申請受理面積 田 2,997 m² 合計 2,997 m²</p> <p>番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○</p> <p>譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市吾井郷字池ノクボ乙 931 番 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 1,418 m² 事由 売買 耕作面積 (a) ○○.○○ a 稼働力 (人) ○/○</p> <p>番号 2 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○</p> <p>譲受人 地区 ○○○○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○</p>

<p>意見</p>	<p>第2号農業生産法人以外の法人、第3号信託については適用ありません。 第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれます。 第5号の下限面積は、問題ありません。第6号転貸(てんがし)にも該当しません。 第7号地域調和ですが、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 以上、すべての案件について、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われます。</p> <p>9番堅田委員 現地も見ましたが特に問題ないと思います。</p> <p>2番青木委員 番号2・3に付いては、耕作出来る状態であり、区画整備も出来てますので、問題は無いと思う。原案通り、許可を与えたいと思います。</p> <p>5番森光委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の審議について、意見を述べさせて頂きます。申請者の住所氏名、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇・〇〇 〇〇 〇〇 他2名、問題無し。許可を与えたいと思います。</p>
<p>採決</p>	<p>市川会長 「異議無し」多数。異議がないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、別に問題もないと言うこととさせていただきますので、原案どおり許可を与えることと決定いたします。</p>
<p>議案説明</p>	<p>小野局長 議案第2号農用地利用集積計画について（諮問）。 上記のことについて、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。平成30年4月26日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p>
<p>補足説明</p>	<p>農林水産課 盛光主幹 それでは別冊について読み上げて説明させていただきます。 農用地利用集積計画書（案）平成30年度 第1号 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律 第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。 平成30年4月26日須崎市長楠瀬耕作</p>

整理番号 30-1

利用権設定等を受ける者 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○
農作業従事日数 150 日
経営耕地面積 農地 1,318 m²
利用権設定等面積 農地 地目 田 333 m²
農地 地目 畑 274 m²
合計農地面積 1,925 m²
農作業従事者
農業専従者 1 名 (内 15 歳以上 60 歳未満の者が 1 名)
農業補助者 従として農業に従事する者 1 名
(内 15 歳以上 60 歳未満の者は 0 名)

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○○ 生年月日 昭和○年○月○日
利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日

聴取確認欄

- 1.通作距離 10～20 km未満
- 2.権利の種類 使用貸借による権利設定 (通年)
- 3.借受人の分類 個人 世帯員
- 4.貸付人の分類 個人
- 5.中核農家の該当の有無 (借受人) 有
- 6.権利の設定移転の事由 高齢化による経営縮小
- 7.経営規模 (農地面積) 借人 0.3ha 未満 貸人 0.3ha 未満
- 8.経営改善計画の認定の有無 (借受人) 無

利用権を設定する土地 所在 須崎市多ノ郷甲宇加石 1372-1
現況地目 田 面積 333 m²
現況地目 畑 面積 274 m²

設定する利用権 内容 田：野菜・畑：果樹等
期間 平成 30 年 5 月 1 日～平成 35 年 4 月 30 日 5 年間
借賃 ○○a 当り○○○○円
借賃の支払方法 ○○
利用権の種類 使用貸借 当事者間の法律関係 使用貸借

整理番号 30-2

利用権設定等を受ける者 住所氏名 ○○○○○○○○○ ○○ ○○
農作業従事日数 240 日

	<p> 経営耕地面積 農地 0 m² 利用権設定等面積 農地 392 m² 農地 1,447 m² 合計農地面積 1,839 m² </p> <p> 農作業従事者 農業専従者 1 名 (内 15 歳以上 60 歳未満の者 1 名) </p> <p> 利用権設定等申出書 </p> <p> 利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日 利用権の設定をする者 ○○ ○○○ 生年月日 昭和○年○月○日 </p> <p> 聴取確認欄 </p> <p> 1.通作距離 1 km未満 2.権利の種類 賃借権設定 (通年) 3.借受人の分類 個人 世帯員 4.貸付人の分類 個人 5.中核農家の該当の有無 (借受人) 有 6.権利の設定移転の事由 相手方の要望 7.経営規模 (農地面積) 借人 不耕作 貸人 不耕作 8.経営改善計画の認定の有無 (借受人) 無 </p> <p> 利用権を設定する土地 所在 須崎市神田字渕カ上 1258-1 現況地目 田 面積 392 m² 所在 須崎市神田字寄石 890 現況地目 田 面積 1,447 m² </p> <p> 設定する利用権 内容 野菜 期間 平成 30 年 5 月 1 日～平成 35 年 4 月 30 日 5 年 借賃 ○○○○円 借賃 ○○○○円 借賃の支払方法 毎年○月末○○○○○ 利用権の種類 賃借権 当事者間の法律関係 賃貸借 </p> <p> 補足説明 農林水産課 盛光主幹 利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。 受付番号 30-1 借受人の主たる経営作物は野菜果樹等で、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。 受付番号 30-2 は、主たる経営作物は野菜、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。 </p>
--	--

	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものである事となっており、農業による自立の意欲、能力が認められる等、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地の全てを効率的に利用する事、第2号ロ農作業に常時従事する事、第3号の要件は18条第2項第6号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたもので、この件については対象ではありません。第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第4号に規定する権利を有する者はいない為、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請2件全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
審議	<p>市川雅彦会長</p> <p>この件について、何かご質問はありませんか。 無ければどなたかご意見をお願いします。</p>
意見	<p>14 番中平委員</p> <p>議案第2号農用地利用集積計画について（諮問）、意見を申し上げたいと思います。今回の2件でございますが、別に問題はありませんので、答申を諮りたいと思います。</p>
採決	<p>市川会長</p> <p>別に問題もないから承認をとということでございますが、異議ございませんか。 「異議なし」多数</p> <p>異議がないようですので、議案第2号農用地利用集積計画について（諮問）は、承認することとして答申することとしたいと思います。</p>
その他	<p>小野局長</p> <p>農業委員・推進委員の報酬について、不正防止・事務の簡素化の為、個人の銀行振り込みにさせて頂きたい。ここで問題になるのは、皆さんにお配りしている報酬の中から、互助会・研修費等引下げさせて頂いたところなんですけれども、銀行振り込みにするとそういう事は出来なくなり、皆さんより頂く事になります。毎月毎月〇〇円頂くというよりも1年間まとめて12ヶ月分〇〇〇円を5月の総会の時に集めさせて頂きたい。ご意見を頂きたいです。新しい委員さんには個別に連絡させて頂くという事になります。</p> <p>国広次長（補足説明）</p> <p>農業新聞についてもここに書いている案で口座振り込みになった場合、口座引き落としの手続きをお願いする事となります。赤旗新聞はまだ聞いてみないと分かりません。</p>

その他諸費用が発生して請求とか回ってきたとしても、もし口座引き落としになっておれば差し引きは出来なくなります。その辺も考慮して頂ければと思います。

小野局長

事務局の案でよろしければ、〇〇〇円互助会につきましては頭首に頂く。退任された時はもちろんお返しする事になります。互助会費は公費ではないので別で頂く事になります。この内容で良ければ口座の手続等がありますので、書面でお知らせする事にします。互助会費に付きましては、この案でよろしいでしょうか。現金で頂くという事でよろしくお願ひします。

研修費（旅行）2案ありますが、案1 毎月互助会費〇〇円+研修費〇〇円合計〇〇〇円にするか、あるいは案2 研修終了後精算してまとめて頂く形かで二つ案を考えております。去年は〇〇〇円程度でした。案2 でお願いしたいと思います。少しご記入頂くところもありますが、事務局案で進めさせて頂くという事で、また文書をお渡しします。

今度総会があります。今回農業委員会の制度が変わったと言う事で、農業委員・推進委員さんの委嘱・任命を5月16日迄の任期をさかいにやる訳ですが、18日に総会を開きます。本来5月17日にやるべきですが、市長の都合により、18日に1日ずれる訳ですが、新しい委員さん8名の任命式を行いたいと思います。任命書をお渡しのご案内させて頂きます。この時に新しい会長・会長の職務代理者を決めて頂きたいと思います。任命式が終わった後、今度は推進委員さん8名の選考会を行います。事前に出てきた書類を参考に選考を頂くという事にしております。当日選考の結果は出しませんので、翌週21日にご足労をおかけしますが、またおい出て頂いて推進委員の選考の結果を皆さんにお知らせいたします。21日は14:00~予備日としております。推進委員の報告承認を頂くという事です。書類上どうしても形式的に推進委員さん8名に対して、農業委員さん8名が形式的な点数付けと評価の記載を作成して貰わないといけない。一人が8名見ないといけない為、時間的にかなり難しい。28日11:00~開始でしたが1時間早めて10:00開始とさせて頂いてもよろしいか。21日（予備日）は無しとする。またご案内の文書をお渡しします。終わり次第11時から推進委員の委嘱式を行います。お昼はさんで13時から今回退任される委員さんへの感謝状・記念品の贈呈式を行ってその後、この場所になるとと思いますが、集合写真を撮らせて頂きます。それからそれが終わり次第、通常総会という予定となります。この日程は市長の日程にも合わせていますので28日の13時からというのは変更出来ない。その夜には農業委員さんの歓送迎会が「〇〇〇〇」で行われます。事務局の不手際がありましたけれども、またご案内させて頂きますので、よろしくお願ひします。

2転3転して申し訳ございませんが、18日は臨時総会終了後、推進委員選考会をして承認を頂く。21日の予備日は無し。28日は予定通り11時からにして頂きます。

市川会長

その他の件で何かございませんでしょうか。

無ければ本日の会議を閉会いたします。慎重にご審議頂き全ての議案又原案通り承認決定頂きましてありがとうございました。

閉会 午後 3時 5分

その真正なることを証して署名する。

議 長

1 番

2 番

